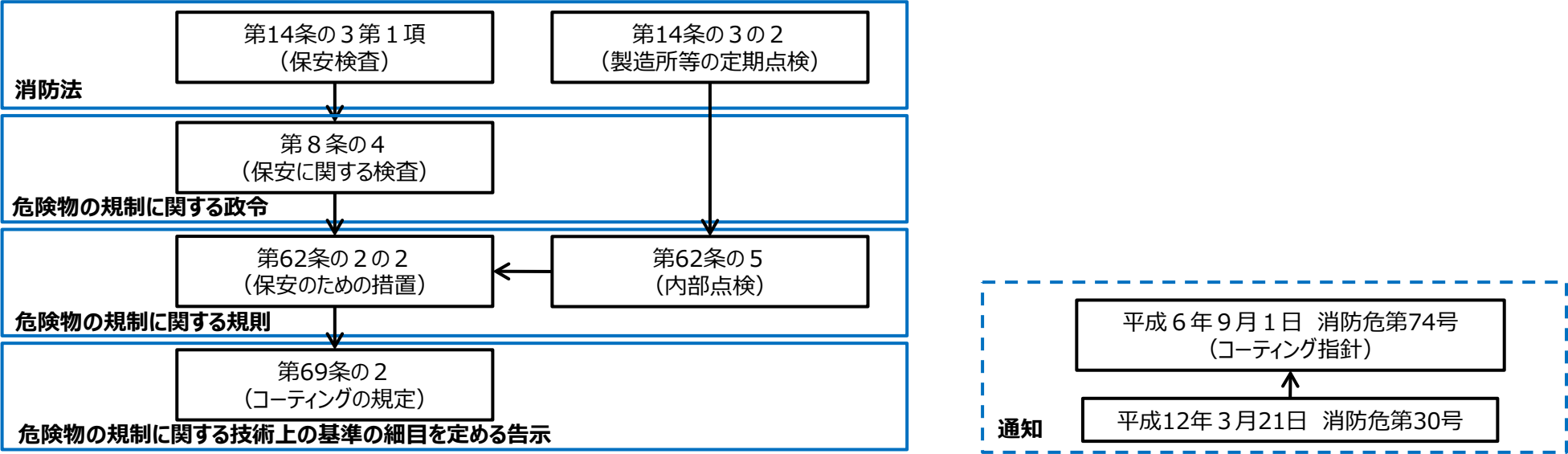


背景

容量1,000kL以上の特定屋外貯蔵タンクについては、消防法に基づき一定期間ごとに開放検査を実施することとされている。保安のための措置が講じられている場合、開放検査周期を延長できる制度（個別延長制度）が設けられており、その要件の一つに内面からの腐食を防止する塗装（コーティング）がある。コーティングについては、平成6年消防危第74号通知（コーティング指針）により、樹脂の種類、耐用年数、施工方法等が詳細に定められている。コーティング指針については、平成23年に一部改正されている。

個別延長制度の概要



＜危険物の規制に関する規則第62条の2の2 保安のための措置を用いた新法タンクの開放検査周期＞

| 保安検査   |        |      |        |        | 内部点検         |        |      |
|--------|--------|------|--------|--------|--------------|--------|------|
| 1万kL以上 |        |      |        |        | 1千kL以上1万kL未満 |        |      |
| 開放周期   | 1号措置※1 | 2号措置 | 3号措置※1 | 2項措置※1 | 開放周期         | 1号措置※1 | 2号措置 |
| 8年     | 10年    | 10年  | 13年    | 8～15年  | 13年          | 15年    | 15年  |

※1：コーティングを施工することが条件の一部となり得るもの